

車検切れバス車両の運行について

平成 28 年 11 月 7 日（月）、自動車検査証（車検）の有効期間が切れたバス車両 1 両を運行させていたことが判明しました。このことは、道路運送車両法第 58 条第 1 項の規定に反する行為であるため、監督官庁に報告するとともに、このような事態を発生させたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。

記

1. 該当車両

- （1）所属営業所 ：松山斎院営業所
- （2）車両番号 ：愛媛 200 か 190 号車
- （3）初度登録 ：平成 13 年 10 月 10 日
- （4）自動車検査証満了日：平成 28 年 11 月 5 日（土）

2. 失効した状態での運行期間

- （1）運行日 ：平成 28 年 11 月 7 日（月）
 7：18～15：39（8時間 21 分）
- （2）運行距離 ：73.8km（実車 70.8km+回送 3.0km）

3. 状況

平成 28 年 11 月 7 日（月）16：10 に、松山斎院営業所の当該車両が車検切れの状態で行っていることに気づき、車両を差し替えし、営業所に回送させ入庫しました。

4. 再発防止策

車両管理方法の見直しを実施します。

5. お問い合わせ

伊予鉄道(株) 自動車課／089-948-3172

以上